

タイにロングステイした場合の課税関係

税理士 高山 政信

〔事例〕

A（日本人）は、現在日本に住んでいるが、内国法人を定年退職した後に夫婦でタイにロングステイすることを予定している。退職後のAの所得は、厚生年金と日本にある不動産の賃貸による所得である。

A夫妻は、タイ北部のチェンマイに家を借りて、年の半分をタイで生活し、残りの期間を日本で生活することを考えている。A夫妻は、日本にある持ち家（自宅）を処分する考えはなく、これを維持しつつ、生活の主たる部分をタイで過ごすというプランである。この場合、Aの日本における課税関係はどうなるのか。

〔ポイント〕

- 1 Aの日本における居住形態の判定
- 2 Aのタイにおける課税関係
- 3 日本・タイ租税条約の適用
- 4 Aの課税関係

〔検討〕

1 Aの日本における居住形態の判定

国境を越えて移動する個人の場合、所得税法の適用において、その個人の日本における課税所得の範囲を確定するために、居住形態の判定が必要になる。Aの場合は、日本とタイの間を行き来することになることから、Aの課税関係を定めるためにもこの判定を行うことになる。

個人の場合、最初に居住者又は非居住者に区分し、居住者であれば、さらに、非永住者とそれ以外の居住者（永住者）に分けることになる。

個人の場合の居住者又は非居住者等の定義は次のとおりである。

① 居住者：国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人である。なお、居住者のうち、下記の非永住者を除く居住者を税法上に定義はないが、通常、永住者と称している。

② 非居住者：居住者以外の個人である。

③ 非永住者：居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間が5年以下である個人である。

それぞれの居住形態と課税所得の範囲は次のとおりである。

① 永住者：全世界所得（国内源泉所得＋国外源泉所得）

② 非永住者：国内源泉所得及び国外源泉所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの

③ 非居住者：国外源泉所得

この個人の居住形態の判定を行う場合の基準となる概念は、国内に生活の本拠となる「住所」を有するのか、又は、1年以上居所（生活の本拠ではないが、多少の期間継続して現実に居住する場所）を有するのかの判定ということになる。税法における「住所」は、民法からの借用概念であるが、「各人の生活の本拠」をいい、

国内に「生活の本拠」があるかどうかは、客観的事実によって判断することになっている。

本事例のAの場合は、日本とタイ双方で生活することになるわけであるが、個人の滞在地が2か国以上にわたる場合の住所の判定は、住居、職業、資産の所在、親族の居住状況、国籍等の客観的事実によって判断することになる。

国税庁は、2か国以上に滞在地を有し、その滞在地を転々として生活する「永遠の旅人(Perpetual Traveler, Permanent Traveler)」のような場合、滞在日数のみによって判断するものでないことから、外国に1年の半分(183日)以上滞在している場合であっても、我が国の居住者となる場合があるという見解を示している。すなわち、その個人の生活の本拠が日本にあれば、日本の居住者ということになる。

Aの場合、1年の間、日本とタイの双方に滞在することになるが、タイに移住するのであれば、日本非居住者という判定もあり得るが、日本の自宅を維持したままタイに滞在するのであれば、タイにロングステイしている期間についても日本居住者という判定になろう。

2 Aのタイにおける課税関係

タイの税法では、個人は居住者と非居住者に区分され、その区分の基準は、課税年度である暦年に通算180日以上タイに滞在する者が居住者となる。

居住者の課税所得の範囲は、タイの国内源泉所得と国外源泉所得のうちタイに送金された部分の金額である。したがって、国外源泉所得であってもタイに送金されない部分の金額については、タイにおける課税はないことになる。

3 日本・タイ租税条約の適用

本事例における問題点の1は、Aが日本及びタイの双方において居住者となる可能性があることである。日本とタイの間には所得税租税条約(以下「本条約」という。)が締結されているが、本条約第4条(居住者)の第2項に、双

方居住者に関する規定がある。この規定によれば、双方の締約国の居住者に該当する者については、両締約国の権限ある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者であるとみなされる締約国を決定する旨規定されている。

また、問題点の2は、Aの所得に対する課税である。Aが取得する厚生年金については、日本の所得税法第161条第8号ロに規定するように、公的年金等は国内源泉所得となっている。租税条約では、退職後に取得する年金の課税は、その受け取る時点におけるその者の居住地国とする例も多いが、本条約に年金に係る規定がないことから、Aの年金についての課税は日本ということになる。なお、タイの国内法では、給与所得の場合、給与の支払地ではなく、その役務提供地により所得源泉地が判定されることになり、タイにおける勤務に基因するものは国内源泉所得ということになる。

Aは、年金以外に、日本において不動産所得を有しているが、これは日本の国内源泉所得である。本条約第6条(不動産所得条項)においても、不動産所得の課税は、その不動産の所在地国にあることが規定されている。

4 Aの課税関係

以上の検討の結果、Aは、タイにおける滞在期間によっては、タイ居住者と判定される可能性がある。したがって、Aの場合は将来の話であることから、できれば、タイにおける滞在日数を年間で180日未満とすれば、タイ居住者にはならないことになる。

しかし、仮に、タイ居住者と判定される場合であっても、Aの所得はタイ国外源泉所得となり、日本から送金をしない限りタイにおいて課税関係は生じないことになろう。